

環境省が所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（案）に対する御意見の募集について

環境省では、今般、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成１６年法律第１４９号）に基づいて、環境省の所管する法令に係る施行規則の案を作成したので、これに関する意見を広く募集します。

（１）電磁的記録による保存及び作成

- 以下に掲げる書面の保存及び作成を、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の対象となる保存及び作成とする。

＜廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」）関係＞

- ・一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処理業者が一般廃棄物の処理について記載する帳簿

（廃掃法第７条第１５項及び第１６項関係）

- ・廃掃法施行規則に定める一般廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者で環境大臣の認定を受けた者が一般廃棄物の処理について記載する帳簿

（廃掃法第９条の８第４項関係）

- ・廃掃法施行規則に定める一般廃棄物の広域的処理を行い、又は行おうとする者で環境大臣の認定を受けた者が一般廃棄物の処理について記載する帳簿

（廃掃法第９条の９第５項関係）

- ・その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者で廃掃法施行令で定めるものがその産業廃棄物の処理について記載する帳簿

（廃掃法第１２条第１１項関係）

- ・その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者がその特別管理産業廃棄物の処理について記載する帳簿

（廃掃法第１２条の２第１２項関係）

- ・情報処理センターが廃掃法施行規則に基づき記載する帳簿

（廃掃法第１３条の８関係）

- ・産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者が産業廃棄物の処理について記載する帳簿

（廃掃法第１４条の４第１６項関係）

- ・廃掃法施行規則に定める産業廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者で環境大臣の認定を受けた者が産業廃棄物の処理について記載する帳簿

（廃掃法第１５条の４の２第２項関係）

- ・廃掃法施行規則に定める産業廃棄物の広域的処理を行い、又は行おうとする

者で環境大臣の認定を受けた者が産業廃棄物の処理について記載する帳簿

(廃掃法第 1 5 条の 4 の 3 第 3 項関係)

< 廃掃法施行令関係 >

- ・ 船舶を用いて一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合に、廃清法施行規則に基づき当該船舶に備える書面

(廃掃法施行令第 3 条第 1 号二関係)

- ・ 船舶を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合に、廃清法施行規則に基づき当該船舶に備える書面

(廃掃法施行令第 6 条第 1 号関係)

- ・ 事業者が産業廃棄物の運搬・処分等を委託する際に使用する委託契約書及びその書面等

(廃掃法施行令第 6 条の 2 第 4 号及び第 5 号関係)

- ・ 船舶を用いて特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合に、廃清法施行規則に基づき当該船舶に備える書面

(廃掃法施行令第 6 条の 6 第 2 号関係)

- ・ 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が産業廃棄物の収集・運搬・処分等を再委託する際に使用する再委託契約書及びその書面等

(廃掃法施行令第 6 条の 1 2 第 3 号関係)

- ・ 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が特別管理産業廃棄物の収集・運搬・処分等を再委託する際に使用する再委託契約書及びその書面等

(廃掃法施行令第 6 条の 1 5 第 2 号関係)

< 浄化槽法関係 >

- ・ 浄化槽清掃業者が浄化槽法施行規則に基づき記載する帳簿

(浄化槽法第 4 0 条関係)

< 環境大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令関係 >

- ・ 受託者が作成する書類

(省令第 1 4 条関係)

< 環境大臣の所管に属する公益信託の設立及び監督に関する省令関係 >

- ・ 公益法人が作成する書類

(省令第 1 4 条関係)

- 電磁的記録による保存及び作成の方法は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

(2) 電磁的記録による交付等

- 以下に掲げる文書の交付を、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の対象となる交付とする。

< 廃掃法関係 >

- ・ 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が産業廃棄物の収集・運搬・処分等を再委託する際に使用する再委託契約書及びその書面等

(廃掃法施行令第 6 条の 1 2 第 2 号関係)

- ・ 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が特別管理産業廃棄物の収集・運搬・処分等を再委託する際に使用する再委託契約書及びその書面等

(廃掃法施行令第 6 条の 1 5 第 2 号関係)

- 電磁的記録による交付等の方法は、電気通信回線を利用する方法、民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した磁気ディスク等の交付による方法とする。

(4) 電磁的方法による承諾

- 電磁的記録による交付等の方法により、電磁的方法による承諾を行うことができることとする。

以上